基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年十月十五日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、平成二十七年十月中旬頃開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年九月三十日

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番一〇号
株式会社ハーツライフサポート
代表取締役　長野　成晃

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年九月三十日

茨城県つくば市松代四丁目九番地二九
株式会社ＭＣＢＩ
代表取締役　内田　和彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十月十六日開催予定の臨時株主総会において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することに致しましたので公告します。

なお、株券無効の効力発生日は平成二十七年十月十六日となります。

平成二十七年九月三十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二一番三号
日本モルガン・クルシブル株式会社
代表取締役　佐野　俊昭

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年九月三十日

福井県越前市新在家町九号八番地
ニツセン工業株式会社
代表取締役　清水　浩二

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山本秀樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年九月三十日

東京都港区南青山二丁目二番八号ＤＦビル六階
ダブルヘリックス・インターナショナル・インク
日本における代表者　山本　秀樹

限定承認公告

本籍東京都練馬区西大泉二丁目一六三五番地、最後の住所東京都練馬区大泉学園町四丁目二〇番一号　被相続人　亡　鈴木　善久

右被相続人は平成二十七年六月十九日死亡し、その相続人は平成二十七年九月十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

東京都千代田区九段南四丁目六番六号飯野ビル三階　相続財産管理人鈴木俊一
代理人弁護士　品川　政幸

限定承認公告

本籍静岡県静岡市清水区川原町二四番、最後の住所東京都国分寺市光町一丁目四三番地一

被相続人　亡　坂本　優子

右被相続人は平成二十一年七月十七日死亡し、その相続人は平成二十七年九月十六日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

東京都国立市富士見台一丁目二七番地一―二五―二〇五　限定承認者　坂本　純

限定承認公告

本籍愛媛県北宇和郡鬼北町大字出目二四二三番地、最後の住所兵庫県神戸市長田区松野通一丁目三番二四―七〇三号

被相続人　亡　渡邊　昭子

右被相続人は平成二十七年三月八日死亡し、その相続人は平成二十七年九月十五日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

愛媛県松山市南梅本町六一五番地二
相続財産管理人　宮内　恭介

限定承認公告

本籍長崎県長崎市城山町一四番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区東大宮一丁目九四番地二　被相続人　亡　亀川　友紀

右被相続人は平成二十七年五月八日死亡し、その相続人は平成二十七年九月十日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目六番一一号
赤坂コートビル六階　白垣法律事務所
限定承認者亀川健太郎
代理人弁護士　白垣　政幸

限定承認公告

本籍福岡県北九州市門司区風師三丁目三三二番地一、最後の住所福岡県北九州市小倉南区沼緑町一丁目一七番一七号

被相続人　亡　川神　正仁

右被相続人は平成二十七年六月三日死亡し、その相続人は平成二十七年九月十五日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月三十日

福岡県北九州市小倉南区沼緑町一丁目一七番一七号　相続財産管理人　川神　薫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十一億八千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月十七日

掲載頁　五十四頁（号外第八十九号）

平成二十七年九月三十日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所
ＲＷ生麦特定目的会社
取締役　山崎　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資十二万九千八百二十五口を八万六千二百五口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年十一月二日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年九月三十日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内
ＲＷ生麦特定目的会社
取締役　山崎　亮雄

投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告

平成二十七年十一月三十日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において権利を行使できる投資主を確定するため、平成二十七年十月十六日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載されている投資主をもって、当該投資主総会において議決権を行使できる投資主といたします。

平成二十七年九月三十日

東京都港区赤坂九丁目七番一号
東京スピリット投資法人

訂正公告

平成二十七年八月十九日（号外第百八十七号）掲載の神戸地方裁判所に係る平成二十七年（フ）第四一一号破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中、「従前の住所兵庫県明石市林崎町３丁目519番地の３06号」とあるは「従前の住所兵庫県明石市林崎町３丁目519番地の３　106号」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

平成二十七年九月八日（号外第二百五号）掲載の徳島地方裁判所に係る平成二十七年（フ）第四一号免責許可決定中、「徳島県徳島市川内町薗瀬730番２　アクア2103号室」とあるは「徳島県徳島市川内町薗瀬730番２　アクア21　203号室」の誤りにつき訂正します。

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年九月十八日（号外第二百十四号）目次欄中（原稿誤り）				
一四二三	二四	一四	和平	平和

平成二十七年九月三日法務省告示第四百五十五号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）

三ページ一段九行目を削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月三十日付第二二四号七府調達第一八三号四〇ペー
七六ページ●同日付第二二五号九六ページ●同日付政ジ●七月十日付参会第三三一号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）